

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 25

編輯局報情

週報

號日六月五

中小企業整理統合の實際
 國民體力法の改正
 金融統制團體の設立
 泰國使節團の來朝
 國民徵用問答

291號

昭和十七年十月一日第三種郵便物認可
昭和十七年五月六日發行
（毎週一、四、水曜日發行）

五錢

週

報

昭和十七年十月一日第三種郵便物認可
昭和十七年四月七日創刊
（毎週一、四、水曜日發行）

内閣印刷局印刷發行

べるし道の賛翼民は報週



(判LA5]格規定國はさき大の書本)

国民合唱 忠霊塔の歌

百田宗治作詞
片山頼太郎作曲

調度に(J-400)

忠霊塔の歌
百田宗治作詞

(一) わたしの心は立つてあそ
みなのまへにも立つてあそ
はかりし心も大きくて
なかに響きとびえ立ち
あふれた心は天を衝き
神の宮に響きわたる
神の心をきいてみる

(二) わたしの心は立つてあそ
みなのまへにも立つてあそ
響きとびえ立ちあふれた
心は天を衝き神の宮に
響きわたる神の心をき
いてみる

(三) わたしの心は立つてあそ
みなのまへにも立つてあそ
響きとびえ立ちあふれた
心は天を衝き神の宮に
響きわたる神の心をき
いてみる

露光量違いにより重複撮影

週報

第二九二號
五月六日

中小企業の整理統合
その實際と政府の施設

商工省

金融統制團體の設立

大藏省銀行局

擴充された國民體力管理制度

厚生省

大日本武徳會の結成

厚生省

子は國の寶

厚生省

泰國特派使節團の來朝

外務省

國民徵用問答

厚生省

通風塔

厚生省

週間誌

- 四月二十四日(金)
 - 陸軍四十二師団に支那事變論
 - 功行賞の御沙汰あらせられ、勳章を賞し、完全なる勳章権を掌する親授式を執り行はせらる
 - 陸軍神社臨時大祭始る二十八日(土)
 - 昭和十七年度物資動員計畫を閣議で決定
 - 天皇、皇后兩陛下、靖國神社に行幸啓あらせらる
 - 第五十一回(舊曆第三十七回)支那事變論功行賞の御沙汰あらせらる
 - 日泰同盟慶祝泰國特派使節團パホン中将一行入京
- 四月二十六日(日)
 - ヒトラー總統、春季攻勢開始を宣言、完全なる獨裁權を掌する
 - パホン泰國使節、天皇陛下に謁見仰付けられ、國書を奉呈
 - ルーズヴェルト、米大統領、インフレ防止の教書を下院に送付
 - 四月二十八日(火)
 - モルツカ、ニューギニア作戰に關し大本營發表
 - 四月二十九日(水)
 - 天皇節祭の御儀を宮中で執り行はせらる
 - 四月三十日(木)
 - 第二十一次衆議院議員補選実施

露光量違いにより重複撮影

国民合唱 忠靈塔の歌

百田宗治作詞
片山類太郎作曲

敬虔に(J=約60)

(一) わたしのまへに立つてある
みなのまへにも立つてある
はかりしれない大ききで
たかい雲間にそびえ立ち
あゝいだき天を衝き
神の宮居にとどいてる
神のみ聲をきいてゐる。

(二) わたしのなかに立つてゐる
みなのなかに立つてゐる
眼さへとちたら一儂の
胸の奥所にはのびく
あゝとこしへのまもり神
きよく雄々しくゆるぎなく
塔はそびえるいつまでも。

(三) あゝ幾萬の幾千の
國をまつたひとたちが
心しづかに抱き合つて
ねむるほまれの墓どころ
あゝその見えぬ勳功が
きづく明日の國の橋
きづく東亞の空の橋。

全週と来週、火木土曜日午後七時半より放送

週報

第九二號
五月六日

中小企業の整理統合
その實際と政府の施設

金融統制團體の設立
大坂省銀行局

義勇隊の國民隊力管理制度
厚生省

大日本武徳會の結成
厚生省

手紙の國の實
厚生省

泰因特派使節團の來朝
厚生省

國民徵用問答
厚生省

新風塔

週日誌

四月二十四日
陸軍部、陸軍に支那事務官
功行賞の御沙汰をせられ、勳
章授与式を執行せらるる
四月二十五日
陸軍部、陸軍に支那事務官
功行賞の御沙汰をせられ、勳
章授与式を執行せらるる
四月二十六日
陸軍部、陸軍に支那事務官
功行賞の御沙汰をせられ、勳
章授与式を執行せらるる
四月二十七日
陸軍部、陸軍に支那事務官
功行賞の御沙汰をせられ、勳
章授与式を執行せらるる
四月二十八日
陸軍部、陸軍に支那事務官
功行賞の御沙汰をせられ、勳
章授与式を執行せらるる
四月二十九日
陸軍部、陸軍に支那事務官
功行賞の御沙汰をせられ、勳
章授与式を執行せらるる
四月三十日
陸軍部、陸軍に支那事務官
功行賞の御沙汰をせられ、勳
章授与式を執行せらるる



中小企業の整理統合

その実際と政府の施設

商 工 省

中小商工業の再編成と職業轉換に關する政府の方針は、三月十日と四月二十一日の情報局發表で明らかにされました。すなはち大東亞戰爭勃發後の新しい事態に鑑み、重點主義に基づく生産力の増強、物資配給の円滑適正化をねらふ中小商工業の再編成を行ひ、その健全な發達を確保すると共に、勞務動員計畫に基づく國民勞務の再配置、特に緊要産業部門における勞務の充足を圖り、以て全産業の合理的發達

を促し、國家經濟の總力發揮を期すことになつたわけでありませう。

營業者の中には、すでにこの政府の方針に順應し、國策の遂行に協力するやう決意を固められた人々も少くないことと存じます。しかし營業者に

とつて最も大きな關心事は、一體どういふ方法で企業の整理統合が行はれるのか、職業轉換の方法はどうか、この場合に格段の經濟的打撃を受けること

はないか、また轉換過渡期における生活を

活問題はどうなるのかといふ事柄であります。これ等の點が十分納得されなければ、不安や危惧の念も自ら生じて来るわけですね。

もちろん政府としては、これ等の問題について十分の考慮を拂ひ、できるだけの施設を講じてゐるわけですね。こゝに中小企業の整理統合の實際とこれに關する政府の施設の概要を述べ、まして、この重要問題に當面してをられる營業者の方々の御参考に供したい

と存じます。

整理統合の方法

企業の整理統合の方法は、業種業態により、また地方事情によつて必ずしも一律ではありません。工業や商業のうち卸部門につきましては、主務省が業種業態別に、具體的に整理統合の計畫を樹てた上、これを地方廳に指示して、重要なものから實施する方針をとつてをります。すでに企業整備要綱が示されて、實施に着手されてゐるものも相當多數に上つてゐます。

小賣業については、特に地方的な事情を參照する必要がありませうので、商品取扱數量の減少傾向とか、取扱商品の種類、人口密度や購買力、空襲時に對應する店舗分散の程度、企業を經濟的に維持できる最低賣上等を考慮し、地方の實情に即した具體的計畫を主務省の指示に基づき地方廳で設定す

るやう目下鋭意準備中でありませう(四月二十九日號參照)。

このやうに、整理統合計畫を樹てる手順は業種業態によつて異なるわけですが、その何れの場合にも、當該商工業の實態を的確に把握するやうに努め、單に企業の整理を自己満足だけでなく、轉業者の營業用資産の處理、職業轉換、共助施設等についても、総合的な計畫を設定して、それと關係方面と緊密な連絡をとつて實施することに、極力その円滑な遂行を期すことが肝要です。

もちろん、企業の整理それ自體の問題、すなはち整備された後に殘存する企業の形態、規模、数をどうするか、また従前の企業をどんな方法で整理統合するかは、企業の整理統合の中心をなす重要問題ではあります。それが、けで十分といふことは出来ませぬ。企業の整備に伴つて、従來の用に供され

なくなつた資産をどうして處理し、またその活用を圖るか、餘剩人員をどうして他の緊要部門に轉換させるか、また整理統合に必要な資金をどうして調達支給し、轉業者の負債をどうして整理するか、といふやうな企業の整備に伴ふ物、人、金の問題も同時に解決する準備を整へた上で整理統合を實施するのなければ、整理統合がこれ等の點から行きつまずり、或ひは物資動員とか、勞務動員といふやうな他の重要國策の遂行に寄與できないといふ結果を來すことになるのであります。後にも述べますやうに、これ等の整理統合に伴ふ物、人、金の問題については、政府でそれと適當の施設方策を講じてゐるわけですが、企業の整理統合を樹てる場合に、同時にこれに伴ふ物、金、人の問題について政府の施設の利用計畫をも併せて設定するやうにしなければならぬのです。



企業の整理統合に關するこれ等の計
劃の樹立實行に當つては、關係各廳の
緊密な連絡協力の必要なことはもと
より、官民一體の實を擧げることが極め
て肝要であります。この意味におきま
して、最近、企業院に關係各廳係官を
以て組織する「中小工業再編成對策
委員會」を設置し、本件實施上の重要
事項の審議と事務執行上の連絡に當る
ことになつたのですが、なほその他に
各道府縣に「中小工業再編成協議會」
を設置すると共に、商業報國運動の擴
充強化を圖つたわけです。

中小工業再編成協議會は、地方長
官を中心とし、商業組合、工業組合、
商工會議所その他産業團體の代表者、
緊要産業の事業主、關係官吏、大政
黨發會關係者その他學識経験ある者等
を委員とする強力な官民協議會であり
まして、地方廳が主務省の指示によ
り、または独自の立場において具體的

な整理統合計畫を樹立實行しようとす
る場合に、豫じめこの協議會で官民協
力の下に綜合的計畫の樹立實行につ
いて協議するわけです。なほこの協議
會には部會をおき、特定の商工業に關
する具體的な實行計畫を樹てさせるこ
とになつてゐます。部會は道府縣單位
の商業組合、工業組合またはその聯合
會が整備されてゐる場合には、これ等
の團體を單位として組織することにな
つてをり、組合で豫じめ樹てられた計
畫が、部會で検討された上、實施され
るわけですから、これによつて設定さ
れる計畫も實情に即した合理的なもの
となり、従つてその實施も圓滑に進行
すること存じます。

中小工業の整理統合の實施につい
ては、行政官廳の積極的なまた周到な
指導と、適切な助成施設とを必要とす
ることはいふ迄もありませんが、なほ
當業者自身の自覺に基づき、自主的

積極的な協力を俟たねばならないと
ころが多いのでありまして、眞に官民
一體の總力によつて事に當るのでなけ
れば、到底所期の効果を擧げることが
困難であります。そこで、従来主とし
て商業者の經濟道義の昂揚、すなはち
闇取引の防止とか、サービスの向上等
を目標として展開されてまゐりました
商業報國運動を擴充強化しまして、企
業の整理統合や職業轉換に關する商業
者の自主的運動として、特に青壯年層
に對する職業轉換促進運動として展開
し、大東亞共榮圈確立に對する商業者
の熱意を、こゝに凝結表現するやう
に指導することになつたのでありま
す。商業報國會の数は六千八百、その
會員數百十數万、道府縣本部の結成さ
れたものは四十四に及んでをります。
このたび中央本部の陣容を刷新し、岸
商工大臣自ら總裁となつてこの運動を
統裁することになりましたので、今後

職業轉換促進の方法

の活動の成果に多大の期待が懸けられ
てゐるわけでありませぬ。

商工業者の職業轉換につきまして
は、従来とかく商工業者として立ちゆ
かなくなつた人々の就職問題として考
へられ勝ちだつたやうに思はれます。
しかしながら今日では、このやうな
消極的な意味合ではなく、中小商工業
部門から有能な人材を簡抜して、國家
が最も必要とする部門に集中し、より
緊要な職域で大東亞戰爭の完遂と大
東亞共榮圈の確立に協力していただき
たいといふ、非常に建設的な問題とし
てこれを取上げてゐるのです。

従つて轉換する人々は、より緊要な
他の部門で、積極的建設的な役割を果
すことが出来る有能な人材でなければ
なりません。そこで、青壯年者で轉換
の比較的容易な、またその適格を有す

る人々は、従来事業上の実績が多かつ
たとか、或ひは企業統合體に對する出
資が多いといふやうな事情の如何にか
かはらず、優先的に他の緊要な部門に
轉換させることにし、傷痍軍人とか、
營業主である出征軍人や戦死者の家族
とか、老年者とか或ひは身體の虚弱
疾病等、特殊の事由のある人で、轉業を
適當としない人々には、従來の事業を
繼續させるとか、或ひは企業統合體の
役員としてその經營に當らせるやう
にしまして、いはゆる足弱な人々が先
に轉業させられることがないやうに留
意しなければならぬのです。

他の産業部門に轉換する人々のため
には、適職の發見に努め、極力その轉
換を圓滑にしてやらなければなりません。
その年齢とか、健康、經驗、技能と
か、その他家庭の事情等を參酌しまし
て、豫じめその人に向く産業、労働の
種別、移住の適否、移住先等について

調査もし、本人の希望も聞くと共に、
勞務者の雇入を必要とする緊要産業
部門の工場等からも、商工業部門か
ら轉業しようとする人の雇入員數と
か、どんな前職、技能をもつ者が望ま
しいかといふやうな希望、意見等をも
提出させまして、兩者の事情を篤と照
合勘案して、適材適職主義によつて、
なるべく同一または類似の産業部門
内、同一または隣接の道府縣内に轉換
するやうにしたいたいものです。

商工業者の職業轉換は極めてむづか
しい問題ですが、このやうな方法で
適材を適所に配置する工夫と努力とを
惜まないならば、割合に轉換が圓滑に
進行するだらうと思ひます。

従来帶止めや響などを細工してゐ
た坐職の鋸屋さんが、精密機械部品の
仕上工に轉換して、非常な好成績を擧
げたといふ事例もあります。また従來
硝子工業に従事してゐた人々には、鑄

物工業の部門に轉換することが、比較的轉換も容易であり、その經驗技能を新らしい職場で活用することも出来るだらうと考へられます。このやうに、それ／＼の事情を具さに検討してまゐりますと、案外適材を適職に配し、轉換する人、加入れる者双方が喜び、満足するやうな結果を収めることは、必ずしも困難ではないと思ひます。

轉換する人については、その轉換先とか轉換條件等の確定した後に轉出するやうにしなければなりません。しかし實際問題として企業の整理統合と職業轉換との間には、多少時間的な間隙を豫想しなければなりませんので、就職先、就職條件等が確定して轉出するまでの過渡期におきましては、商業報國會等を中心として勤務奉仕隊を結成し、差當り緊要部門の生産増強に協力すると共に、これによつて轉業に必要な鍊成も與へることにしまして、轉

換過渡期において、たゞ一人も行くべき適職がないといふやうなことのないやうに配慮してゐるわけです。

轉換先として目下のところ最も重要視されておますのは、緊要産業部門の勞務者であります。これは緊要産業部門の勞務の充足を圖り、その生産力の増強を期す上に必要やむを得ないところであり、大體方面を他へ進出することにつきましては、當業者として大きな希望と期待とをにかけてをられるやうであります。適當な時機にこれ等の諸地域の經濟建設の指導者とし

轉業者に對する施設

轉業者の生活安定と事業整理促進に關する政府の施設としては、(一)共助金の國庫補助(二)共助資金借入利率の補給(三)國民更生金庫(四)租税の減免等を舉げることが出来ます。次ぎにそ

て、従来の商工業者から適當な者を、適當な方法で進出させるやうにしたいとも考へてゐます。従つて商工業者として、こゝにも前途の光明と希望とを繋ぐことができるわけですが、何分にも目下戰爭最中のことではあり、その時機の到来するまでには相當の日時をみなければなりませんし、また他方で生産増強こそ、この戦ひに勝ち抜くための最も緊要な問題でありますので、何はともあれ、まづこれ等の部門に勇躍轉換されることを期待してゐるわけです。

(一) 共助金の國庫補助

轉業者に對しましては、後に述べの大體を述べることにはせう。

(二) 共助資金借入利率の補給

商業組合、工業組合等の同業團體等において、轉業者に對して適當な共助施設をすべきことを勸奨指導して來ましたことは前述の通りですが、昭和十七年度末までに、組合等において支出する共助施設の費用は總額四億七千万圓に上る見込です。この共助資金を調達するため、他から借入をする必要がある場合に、國民更生金庫から貸付をさせると共に、借入をした組合等に對しては、支拂期限の到來した利率の金額を國庫から補給することとし、昭和十六年度と昭和十七年度において、二億圓を限度としてその利率を政府から補給する道が開かれてをります。その貸付利率は年三分九厘、償還方法は据置期間三ヶ年以内を含み、十ヶ年以内

事業の整理を促進するだけでなく、まづ商業組合、工業組合等の同業團體が、相扶共助の精神に基づいて轉業者に共助金を交付する等、適當な共助施設を講ずることが適當でありますので、政府では商、工業組合等が共助施設をすることを指導勸奨してきています。

ところが近頃取扱物資の減少とか、價格の抑留等の原因で、必要なだけの共助金を支給することの困難な組合等が漸次増加する傾向が著しいので、これ等の組合等に對してその共助費の一部を國庫から補助することに、昭和十六年度において四百二十一萬圓、今も商工業關係二、二五、〇〇〇圓、農林省關係二、〇八五、〇〇〇圓、昭和十七年度において二千八百二十八萬一千八百圓、今も商工業關係二、一七五、〇〇〇圓、農林省關係一、五〇六、八〇〇圓の豫算を計上してをります。

この補助金は、行政官廳の指導斡旋で轉業者をした者が、収入の減少から生活困難な状態に陥るかもしれない虞れがあるにもかかわらず、同業團體等の力だけでは一ヶ年六百圓程度の共助金さへも支給できないといふ場合に、同業團體等において三百圓を負担し、殘額三百圓を國庫から補助して、少くも一業全當り一ヶ年平均六百圓程度の共助金を支給せよとするものであります。右の六百圓の金額とこれに對する

國庫補助の割合は轉業者の家族員數とか、地方的生活條件とか、また同業團體の負擔能力の有無等によつて多少増減されることは固よりであります。なほこの補助金は一ヶ年で打切りとし、差當り四ヶ月分を交付し、殘餘はその實施状況をみたとで考慮することになつてゐます。なほこの補助金は一應道府縣に交付され、道府縣が共助主體である同業團體に補助し、同業團體

の割賦償還または五ヶ年以内の定期償還であります。

(三) 国民更生金庫

国民更生金庫は、時局の要請に應じて轉業や廢業をする商工業者等の資産や負債の整理を促進し、その更生を圖ることを目的とする特殊の事業整理機關で、政府の轉業対策施設のうちで、最も重要なもの一つです。その事業として、(1)營業用資産の管理または處分(2)資金の融通(3)債務の引受または保証(4)前述の共助資金の貸付を行つてゐますが、次にその概略を述べることにしませう。

1. 營業用資産の管理または處分
轉業者からその營業用資産の信託譲渡を受けて、これを管理または處分するので、その處分については、次に述べるやうな一定の價格で引受け、處分をしたときにその處分價

額に相當する金額を、委託者である轉業者に交付するわけですが、その處分價額が引受價額に満たないとき、または引受けの時より一ヶ年以内の處分できないときには、その引受價額に相當する金額を委託者に交付することになつてゐます。

この資産の引受價額は、一應その轉業者が營業を繼續してゐるものとしての安當な價額により、地方長官の決定した價額によつて引受ける建前になつてをります。いさし詳しく申上げますと、更生金庫に對して資産處分の引受申込をした者の營業を組成する資産について、一定の標準によつてそれぞれ評價すると同時に、當該營業の純益(轉業前直前三年間の平均純益)を年一割の利率で還元した總營業價額を算出する。そして總營業價額が各資産の評價額の合計額を超える場合には、その超過額を各資産の評價額に按分加

算し、その價額を當該資産の引受價額とするわけですが、なほ總營業價額も各個資産の評價額の合計額も共に三百圓に充たないものと認められる場合には、三百圓を以て評價總額とし、當該資産の價額にかゝりなく三百圓の價額で引受けることが認められてをります。目ぼしい資産もなくまた利益も零細な者にも、少くとも三百圓の資金を支給し轉業を容易にしようとの趣旨であります。但しこれは當該營業を以て主たる生計の資としてゐる場合に限りてをります。

2. 資金の融通
国民更生金庫が引受けた資産を處分換價し、その代金を轉業者に交付する迄には相當の日時を要します。ところが轉業者としては、營業上の負債の辨濟その他事業整理資金、轉業資金等、差當つて資金を必要とする場合が多いので、資産の引受けをした場合に限り、引受資金

を見返りとし、當該資産の引受價額を限度として轉業者に資金の融通をすることになつてをります。この貸付利率は年三分四厘、貸付期限は一年以内、償還の方法は定期償還、割賦償還の二種であります。

なほ資産の評價は轉業者資産評價地方委員の議を経て地方長官がこれを決定するのですが、それには相當の日時を要しますので、正式の資産評價の決定に先立ち、評價見込額の七割以内で緊急資金を融通することになつてをります。これによつて更生金庫の資金融通業務は著しく迅速化されるものと期待してをります。

3. 債務の引受けまたは保証
更生金庫は資産の引受けをした場合に限り、商工大臣の認可した額を限度として、轉業者のなほ債務の引受けまたは保証をします。轉業者が他に収入がなく、その金庫で援助をするほか途

のないものと認めるときには、資産の引受價額より貸付金額を控除した額を超える債務の引受けまたは保証をすることが出来ることになつてをります。

(四) 企業の整理統合の進捗に伴つて、これ等の事業について、更生金庫を利用しようとする者が漸次増加し、更生金庫の従前の資金では、到底その需要に應ずることが困難でありますので、去る第七十九回帝國議會の協賛を経て國民更生金庫法を改正し、その資本金を三千万圓増額して總額五千万圓とし、且つ更生債券の發行限度を拂込資本金額の十倍より十五倍に擴張して、總額八億圓の資金を調達できる途を開くと共に、國民更生金庫が昭和十六、十七兩年度の事業によつて蒙る損失については、總額四億三千万圓を限度として國庫からこれを補償することとし、更生金庫の活動を促進する方策を講じ

たのであります。これによつて更生金庫の活動は今後相當活潑となり、轉業者の事業整理は著しく促進されるものと期待されるわけですが。

(四) 租税の減免

企業の整理統合を促進するには、課税上においても特別の考慮を拂ふ必要があります。そこで臨時租税措置法の改正によりまして、昭和十八年三月末までに事業の統制上、合併または解散した法人については、清算所得と配當に對する税率を軽減し、同じく昭和十六年または十七年中に營業の全部または一部を廢止した個人に對しては、所得税や營業税をそれより軽減または免除することにし、その他課税標準の計算に關する特例、登録税等についても軽減の措置を講ずることになりました。

金融統制團體の設立

大藏省 銀行局

金融統制團體設立の手續は目下着手として進められてゐる。

去る一月十九日の國家總動員會議において決定をみた勅令案要綱に基づき、金融統制團體令が公布されたのは四月十八日のことであつて、これが即日施行になり、同時にその施行規則が大蔵、司法、農林省令として公布されて、これまた即日施行され、現在これに基づいて順次設立の手續が進められてゐるわけであるが、現在のところ大體五月一杯ぐらゐには金融統制團體が一つの系統的組織として完成する運びになる見込である。

金融統制團體の種類

今回設立される金融統制團體は、全國金融統制會、業態別統制會、統制組合及び地方金融協議會の四種である。

全國金融統制會 この中で全國金融統制會は、その名の示す通り中央の統制團體である。元來金融事業には、普通銀行とか、貯蓄銀行とか、信託會社とかいろいろ業態は分れてゐるけれども、その取扱ふものはすべて資金といふ同じものであるから、これを綜合的に指導統制することは出来ること

であり、また必要なことである。それで金融統制團體としては、従来の統制團體の場合等と異り、このやうな中央の團體が出来ることになつたわけであつて、この點は金融統制團體組織の最も大きな特色であるといへる。

業態別統制會 これと同時に金融事業を、業態即ちその行つてゐる業務の態様によつて分けてみると、普通銀行、貯蓄銀行、信託會社等々に分るのであつて、これらの業態ごとにそれ／＼自律的な統制を行ふこともまた必要であると考へられるから、全國金融統制會の下に各種の業態別統制會

が設けられることになつてゐる。目下設立を豫定されてゐる業態別統制會は、日本勸業銀行及び農工銀行を以て組織される勸業金融統制會、十三の都市大普通銀行を以て組織される普通銀行統制會、地方普通銀行を以て組織される地方銀行統制會、貯蓄銀行を以て組織される貯蓄銀行統制會、信託會社を以て組織される信託統制會、生命保險會社を以て組織される生命保險統制會、無業會社を以て組織される無業統制會、證券引受會社を以て組織される證券引受會社統制會、市街地信用組合を以て組織される市街地信用組合統制會、産業組合中央金庫、信用組合聯合會及び市街地信用組合以外の普通信用組合を含む普通信用組合系統機關を以て組織される組合金融統制會の十箇の業態別統制會である。但し上に述べたうちの名稱は假稱であつて、まだ確定はしてゐない。

統制組合 ところで普通信用組合のやうに一万三千もあつたといふものを、全國的に集めて一つの業態別統制會を設立するといふのは大變であつて、むしろ一應これらのもの、地區別の下級團體を設立し、第二段として各地に設立されたこれらの團體を集めて、全國的の業態別統制會を設立する方法を探ることがより適當であると考へられるので、業態別統制會の下級團體として統制組合の制度が設けられてゐる。

に必要な事業を行ふ地方的團體として。統制組合及び地方金融協議會は内地では差當り道府縣ごとに設立される豫定である。このほか、外地、即ち朝鮮、臺灣及び樺太においても各地方金融協議會が設立されることになるだらう。今述べたところを圖示すれば左の通りである。圖にあるやうに全國金融統制會には日本銀行及び各業態別統制會が制度上、當然、會員として参加するほか、各特別銀行や金庫が大蔵大臣の指定によつてその會員となることになつてゐる。

地方金融協議會 さらにこのやうな、いはゞ縦の系統組織とは別箇に、各地方々々でその地方における金融事業に共通の問題を處理し、地方における金融事業相互間の連絡調整を圖る團體を設立することも必要と認められるので、業態別統制會及び統制組合の系統とは別箇に地方金融協議會の制度を設け、全國金融統制會の指導統制の下

に必要ならぬことになつてゐる。また、必要ならぬことである。それで金融統制團體としては、従来の統制團體の場合等と異り、このやうな中央の團體が出来ることになつたわけであつて、この點は金融統制團體組織の最も大きな特色であるといへる。

さてしからば、何故このやうな金融統制團體の設立が考へられるに至つたのであるか。金融事業は最も公共的な色彩が強いものであるだけに、これに對する統

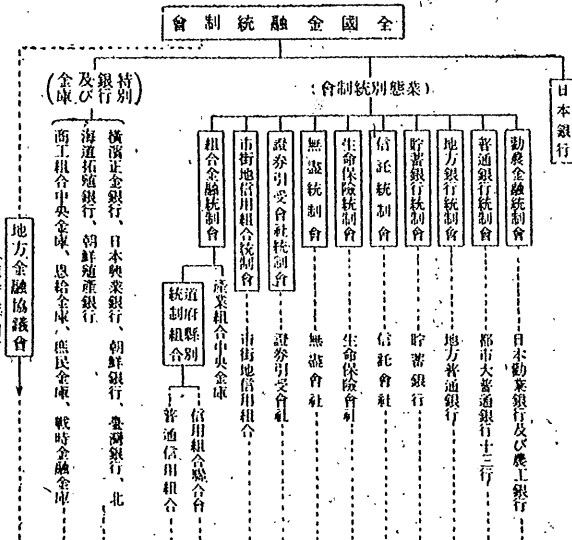
なぜ統制團體が必要か

金融事業は最も公共的な色彩が強いものであるだけに、これに對する統

金融事業は最も公共的な色彩が強いものであるだけに、これに對する統

金融事業は最も公共的な色彩が強いものであるだけに、これに對する統

業態別統制會



制は従来より相当強力に行はれて來てゐることは事實である。ことに支那事變發生以來といふものは、特にそれが強化されてゐるのであつて、古くから

の戦費と生産力補充資金とをいさゝかも支障なく賄ひつゝ、しかも金融界の推移が引續き甚だ圓滑であるといふことは、金融統制の効果が發揮され、また

金融事業の統制に當つては、これに携はる金融機關が自ら一體的組織を構成し、この組織を通じて総合的にその機能の發揮に努める——さうして國家の要請するところを自律的に十分

實現するといふ状態が望み得られるとしたならば、これが最も理想の状態であり、統制の極致であるといふことは多言を要しない。

自律的に望ましい方向に向つてひとりでは動いてゆくことになるのである。このやうな状態を生み出すためには、たゞ金融機關が國家に協力し、大いに努力しようといふ熱意に燃えてゐるといふだけでは足りない。どうして金融機關の一體的な組織が出來てゐて、その團體の盛り上げる熱意によつて期せずして國家の要請する所が實現され、また金融機關の機能が総合的に力強く發揮されるといふのでなくてはならない。

づれも單に民法上の法人にすぎないか、或ひは全く法的基礎を持たない申合せ團體にすぎぬものだつたのである。全國的金融團體である全國金融協議會でさへ現在ではたゞ申合せ團體にすぎない。このやうな状態は金融事業の機能の総合的發揮を圖り、金融事業が一丸となつて、政府の行ふ金融統制に全面的に協力するやうになることが必要となつて來てゐる今日、甚だ不十分であるといはねばならないのであつて、むしろこれらの團體を新しい考へ方によつて組織替へし、各團體が強力な自律力を活用して金融事業の指導統制を得るやうにすることが適當である。考へ、今回新たに國家總動員法第十八條に基づく統制團體を設立することにまつたのである。

金融機關が個々に努力邁進するといふのでなく、その一體的組織を通じ、その自律力を活用して互ひに力をあはせて進むといふ状態が生み出されねばならないのである。さうなれば政府も一々細かい點についてまで表立つて統制の権限を使用する必要もなく、すべてが

もちろん現在でも金融機關の團體は数多い。各種金融機關を網羅した全國的の総合的團體としては全國金融協議會がある。また金融機關の各業態別に協會その他の團體が數個結成されてゐる。これらの團體も従來相當の活動をして來たのであつて、中には相當突込んだ指導統制を行つて來たものもあるが、たゞこれらの團體はい

金融統制團體が出來た後における金

融統制の態様は一體どのやうになるだらうか。

金融統制團體の設立と並行して、一般の議會の協賛を経て制定された日本銀行法に基づき、従来の日本銀行は改組され、新しい生れ替つた日本銀行が今や颯々たる姿を現はさうとしてゐる。

そこでこの日本銀行と金融統制團體とが、今後は政府の指揮の下にそれぞれ獨自の領域においてその機能を發揮し、政府の金融統制に協力するといふ状態が、いま目前に描かれてゐる金融統制の大體の構想である。

日本銀行の使命は、通貨の調節、金融の調整、信用制度の保持育成の三點にあることはいふまでもない。それで日本銀行は同じく政府の政策に協力して金融の統制に任ずるといつても、その方法は主としていはゆる金融操作、即ち或ひはその貸出を通じて、或ひは

はゆる一般市場操作の方法を用ひ、總じて資金上の操作を行ふことによつてこれに任ずるものであるが、他方、金融統制團體の方の役割はより直接的であつて、その自律力を基調とする指導統制の方法により、或ひはかくなせ、かくなすべからずと命じ、或ひはかくなしては如何、かゝることはなまざるを可とすべしとか勧め、指導する方法によつてこれに當るのである。

たゞこの二つの機能は、互に相並びに即應し、協力する意味において發揮されねばならないことは勿論である。従つて日本銀行と金融統制團體とは制度上も、また運営上もつねに緊密な關係に立つことが必要であり、いはゞ表裏一體、唇齒輔車の關係になくしてはならぬのである。それで今回成立する金融統制團體の組織においてはこの點につき種々の配意がなされてゐるのであつ

て、特に金融統制團體の頂點を占める全國金融統制會の會長には、日本銀行總裁が當然充てられることになつてゐる。

次に金融統制團體の行ふ具體的な事業であるが、これは統制團體の種類及びその育成の状況によつて定ることであり、餘り詳細に定めることは出来なないが、一應勅令上、全國金融統制會の事業として掲げられてゐる項目に即してこれを大凡述べると左の通りである。

第一は金融に關する政府の計畫に對する參畫であつて、これは資金蓄積計畫、國債消化計畫、超償計畫等に對し全國金融統制會が參畫することを指す。

第二は金融事業を營む者の行爲費金収支及び運用に關する指導統制であつて、例へば貸金貸出の利率の基準を決定するとか、國債及び社債の消化

事業金融の促進について必要な指導統制を行ふとかいふことを意味してゐる。

第三は金融事業の整備の促進であつて、これは合併等の斡旋を行ひ、また營業所及び従業員の整備のため必要な事業を行ふ等の意味である。

第四は金融事業の機能の増進であつて、事業の改善合理化、相互間の無用競争の排除、信用の共同調査、融資及びその回収に當つての相互連絡等のための事業がその大體の内容である。

第五は金融事業と産業との關係の緊密化の促進であつて、その内容として具體的に考へられてゐることは、例へば社債引受シジケト結成及び共同融資の斡旋、金融相談事業の充實、産業團體との連絡等である。

さらに第六として金融に關する調査研究といふ項目が掲げられてゐるほか、

全國金融統制會はその他の目的を達するのに必要な事業を行ひ得ることになつてゐる。

なほ業別統制會及び統制組合も各々その領域において大體行と同じやうな事業を必要に應じ行ふことになる見込である。

たゞ地方金融協議會はその性質上、預金利率の基準を決めるとか、無用競争排除のための指導統制を行ふとか、一般に金融事業相互間の連絡調整のための事業が主となる見込である。

むすび

金融統制團體の組織は、順序として下の方の團體から順次積上げる式の方法を採らねばならない。これは例へば業別統制會が設立されて、はじめてこれを會員とする全國金融統制會が設立されるからである。

政府は四月十八日勅令及び省令を公

布施行した後、二十三日各業別統制會の會員たるべき者を指定して設立命令を發し、同時に設立委員を任命して、その設立に着手した。

そこで各業別統制會の設立委員においては既に第一回の設立委員會を開き、大體五月中旬に相前後して創立總會を開催して定款その他を決定する手筈をとつてゐる。この手續が了りさらに政府がこれを認可すれば、業別統制會は成立し、直ちに全國金融統制會の設立手續を開始する豫定であるから、恐らく五月一杯ぐらゐには全國金融統制會が成立する運びになるであらう。

他方、統制組合設立の手續は既に開始され、地方金融協議會設立の手續も近く開始せられることになつてゐるから、金融統制團體の組織の全貌が完成する日も近きにあるわけである。

擴充された

國民體力管理制度

厚生省

青少年の體力検査を行ふ法律として私達に馴染の深い國民體力法は、五月一日から根本的に改められて、今年は十五歳以上二十五歳までの男子は殘らず體力検査を受けねばならなくなり、また昨年四月一日以後に生れた乳幼児も、本法の適用を受けて検査を受けることになりました。次に改正された體力法を説明しましょう。

改正された理由

大東亞戰爭を最後まで戦ひ抜き、東亞に眞の共榮圈を打ち建て、私たちが日本人が大東亞の全地域に亘つて、指導者としての榮譽を保つためには、皇國民族の永遠の繁榮を圖らねばなりません。國民體力法は、この國民體力の重要性に鑑み、國家自ら國民の體力を管理しようとして、一昨年制定されたもので、世界独自の立法として、保健行政に飛躍的な進歩を齎らして來たのですが、しかし歴史は僅か二年を出でず

被管理者の範圍の擴張

今回の改正で最も主な點は、體力管理の對象である被管理者の年齢範圍を、男子について二十五歳まで引上げたことと、(法第二條) 今までの被管理者は未成年者に限られ、昭和十五年には十七歳から十九歳まで、十六年には十五歳から十九歳までの男子が管理され、未成年者中には、また女子や十五歳未満の者が、全然未着手にか

はらず、本年度から逆に成年者に及ぶことになつたわけです。

その理由は、わが國の保健統計によりますと、國民の體力を蝕む最大の原因である結核の蔓延が、二十歳から二十五歳の間に最高を示してゐるためです。これまでは未成年者だけでしたから、結核の撲滅といふ點からみますと、確かに片手落ちでした。二十歳から二十五歳の者は、兵力、勞力の中心をなすもので、これらの者を徹底的に管理することが健兵健民對策上、最も重要なことです。そこで今年は、十一月三十日現在で年齢十五年以上、二十六年未満の男子、即ち大正五年十二月二日から昭和二年十二月一日までに生れた者が、被管理者として必ず體力検査を受けねばならないことに定めたのです(法第四條、昭和十七年三月二十六日勅令第二百四十五號)。ただし本年徴兵検査を受ける者には省略される場合があ

ります(法第一條ノ三)。

なほ右の年齢に該当する者は、五月三十一日まで(來年からは四月三十日まで)に必ず被管理者届を居住地の市町村長に提出しなければなりません。これを怠ると處罰されますから、とくに注意を要します。尤も學生や勞務者等で届出を要しない場合がありますから、豫じめ市町村役場に問合せると便宜です。

被管理者以外の體力検査

今回の改正で、地方長官は被管理者でない者に對しても必要に應じ體力検査を行ふことが出来るやうになりました(法第六條ノ二)。これは體力管理制度が本質的に改められた第二の點です。元來、被管理者は、政府が年齢によつて年々その範圍を定めるものであつて、全國を通じてその年齢に該当する者は、被管理者として一人残らず體力検査を受けねばならない義務がありま

す。従つて検査の項目や方法等も、全國的に規格が一定してをり、全く劃一的に實施するものです。これに反して法第六條ノ二の規定によつて、地方長官が被管理者でない者の體力検査を行ふ場合には、年齢によつて範圍を定めるといふよりは、年齢の如何を問はず地域的に或ひは業態的に對象を定め、しかも必要な項目だけの検査をするものです。従つてこの體力検査は、女子にも、また二十六歳以上の者にも行はれません。

しかし本條項が定められたのは、集團勞務者、結核蔓延地帯その他の不健康地域の住民等の健康保全に重點をおいて、全國劃一的に年齢で以て範圍をきめることによつて生ずる缺陷を補正することにありますから、地方長官は無暗に誰でも片端から検査するといふわけではなく、次ぎのやうに勅令で一定の限界が定められてゐます(令第

二十三節ノ二

- 一 事務所、商店、工場、事業場等内の児童（以下略）において其間して従業者者
- 二 学校（以下略）に在る児童（以下略）に在る児童
- 三 特に視力検査を行ふ必要ありと認めらるる区域内において居住または従業者者
- 四 その他厚生大臣の指定する者

乳幼児の視力検査

乳幼児の一斉検査は三年前から全国的に行はれて来たのですが、未だ法規に基づいて実施されたものではありませんでした。ところが、いよいよ本年度から視力法の適用を受けることになりました。しかし本年度はまだ正式に被管理者の範囲に入つたわけではなく、前述の法第六條ノ二の規定による視力

検査を受ける範囲に指定されたのに過ぎません。ですから法律の表面上は、地方長官の裁量如何によつて、検査したりしなかつたり出来さうですが、實質的には厚生大臣の指示によつて従来の乳幼児一斉検査に繼續して、全国一律に、昭和十六年四月一日以後に出生した者について、視力検査を行ふことになつておます。なほ検査を受けずと、その結果を記入した立派な視力手帳を交付されますから、その子が二十六歳になるまでは、大切に保存して所定の場合に提示することを忘れないやうにして下さい。

視力検査の充實と改善

視力管理の充實を期するためには、まづその基礎となる視力検査をまづまづ正確に合理化し、あらゆる視力行政の根本として、眞に權威のあるものに構成しなければなりません。そのため

にいろいろな角度から特に結核対策の立場から検討を加へて、一層の充實を圖りまた場合によつては無駄な検査項目を省略して、重點的に検査を實施できるやうに改善を加へたのです。主な點は次の通りです。

- (一) 勞務者には年三回視力検査を行ふこと（法第一條ノ二、附則三條ノ二）
- これまでは、被管理者全體につき、平等に年一回検査を行つて来たのですが、本年度からは生産努力の確保といふ観点から、環境的に結核の多い工場、事務所、商店で働く者には年二回検査を行ふことになりました。
- (二) エックス線間接撮影を行ふこと（則第三十一條）
- 従来の結核検査の方法は、第一次にツベルクリン反應検査と打聴診を行つて、結核に罹りまたは罹つた疑ひのある者を発見したときは、更にエックス線検査、赤血球沈降速度測定、喀痰検

査等の精密検査を行つて、病状を診断するといふ方法をとつて来たのですが、ツベルクリン反應検査と打聴診だけを基礎にして、結核性疾患を發見することは相當に難しいことで、初期の輕症患者を看過することが非常に多いのです。そこで現下の資料不足にもかかわらず、廣くエックス線の間接撮影を追加して行ひ、結核發見率を一段と高めるやうに努力することになつたのです。即ち土地の状況または設備の關係から實施できないところは別として、被検査者の中でツベルクリン反應の陽性または疑陽性の者には、すべて間接撮影を行ふことになりました。

検査項目の追加（則二十三條ノ二、十七條、二十三條）

これまで視力検査の際に検査する疾病異常は、主に結核性疾患、花柳病、トラホーム、寄生虫病、精神病、栄養障礙、脚氣、齒疾および形態異常で

ありましたが、今回これに精神薄弱、心臓病、腎臓病、痔瘡が加はり、また視力に障礙のある者には屈折異常の有無を検査できることになり、また、身體計測として、學校では坐高の測定を行ふことが出来るやうになりました。

視力検査期間の延長（法第六條）

今まで視力検査の施行期間は、學校長が施行する場合には四月一日から六月末日まで、市町村長または事業主が行ふ場合には七月一日から九月末日まででしたが、本年度から後者の場合には、五月一日から十月末日まで（二回検査を行う場合には十二月末日まで）に改められました。これは視力検査を受けらる被管理者の数が非常に増加したのと、エックス線の間接撮影を實施するためです。

眞の健康記録、視力手帳

視力検査の結果や検査に基づく指導

その他の措置は、視力手帳に記載するのですが、これまでは記載事項が割合に少かつたので、視力手帳で本人の健康状態を知るには極めて不十分であり、また本人の健康の指導標とするには、その價値がやゝ乏しかつたといへます。そこで今回の改正では、記載事項を擴張して、視力手帳を以て眞の健康履歴簿としての體裁を具へさせ、また本人に對するよき健康指針とする

- (一) 各種法令に基づき検査や健康診断の結果を手帳に記載する（法第八條第三項、則第四十二條ノ二）
- 被管理者は單に國民體力法による視力検査を受けるばかりでなく、他の法令、例へば結核預防法、寄生虫預防法、花柳病預防法、トラホーム預防法等による健康診断或は工場法規による健康診断を受ける場合がしばしばあ

ります。

これ等の健康診断の施行者が、體力手帳を持つてゐる者を検査した場合に、手帳を提示させて記載しなければなりません。

(二) 體力に著しい影響のある疾病に罹つた者を醫師が診察した場合にその内容を記載すること(法第八條第三項、則第四十二條ノ三)

健康記録は、法令に基づく強制検査等の結果だけによることは不十分で、平素病氣に罹つて個人的に醫師の診察治療を受けた場合の記録も併せて考へるべきです。改正法では、被管理者が左のやうな疾病に罹つて醫師の診察を受けた場合には、醫師は必ずその結果を體力手帳に記載しなければならぬことにしました。

- 一、結核性疾患 二、花柳病 三、精神病 精神薄弱 四、心臟病 五、腎臓病 六、脚氣 七、痔瘻 八、トラホーム

九、その他顯著な内臓または神経系統の機能障害を發すと認められる疾病

これは國民體力の向上に寄與すべき一般醫師の新らしい義務として規定された重要な改正であつて、特に全醫人の留意が肝腎です。

(三) 以上のほか本人の希望によつて體力に關係ある記事を記載して貰ふことを定めたこと(則第四十五條ノ二)

(一)と(二)の事項は、手帳に必ず記載すべきものですが、そのほかに本人の希望によつて、記載できることが新たに認められました。即ち各人が保健所や國民體力管理醫その他の地方長官の指定する醫師若しくは齒科醫師で受けた健康診断や保健指導の内容、種痘その他の豫防接種または血液検査等の結果、或ひは體力検査の結果等は、やはり本人の健康を示す記録として記載が許されるわけです。

検査後の措置の徹底

體力管理は、單に個人の病氣を發見するだけでなく、寧ろ爾後の指導や後仕末をつけてやること、その根本目的です。これまでは體力検査の結果に基づいて必要な場合には、地方長官は體力向上に關する指示をなし、また結核性患者や花柳病患者には、療養に關

する處置命令を發し、なほ貧困者に由國費で療養の指導をすることを得たに止まつてゐましたが、今回さらに左の措置を講じ得ることになりました。

(一) 結核預防法、花柳病預防法、工場法等の本法以外の法令等による健康診断の結果に基づいて、地方長官は必要ある場合には本法により體力向上に關する指示をなし又は處置命令、療養指導をなし得ること(法第十二條、第十二條、則第五十條)

(二) 結核預防法等の他の法令によつて醫師が患者診断の風出をした場合に、これに基づいても地方長官は右と同様の措置をなし得ること(同)

(三) 厚生大臣または地方長官は體力検査の結果に基づいて、府縣市町村、會社その他の法人または團體等に対し、體力向上に關する総合的指示をなし得ること(法第十二條ノ二、令第二十二條ノ三)

(四) 総合的指示は、法第十一條の被管理者個人についての指示とは大いに趣を異にするものであつて、體力検査の総合的な結果に基づいて、會社工場

そのものに對し又は府縣市町村、體育團體その他の各種團體に對し、保健指導、虛弱者の體力増強、榮養または環境の改善等に關する處置または施設をなすことを指示するものです。國民體力の向上は、單に検査を受けた個人個人につき、指導その他の措置を講じただけでは、その目的を達することは出来ないのであつて、もつと根本的に生活環境自體の改善に俟たねばならぬところが多のです。例へば體力検査の結果、結核患者や虛弱者が多く發見されるやうな工場、鑛山等では、その工場鑛山自體の設備、勞務條件または榮養給食の關係に缺陷がある場合が多く、いくら従業員個人にやかましく言つても、この根本を改めなければ問題は少しも解決しないからです。

今回の體力管理制度の擴充強化は、醫療團の創設と保健所網の整備と相俟つて、戦時下の保健對策體系を確立したもので、特に體力管理はその根柢をなすものでありますから、本制度の運営如何は、直接健兵健民の成否に至大の關係があるわけです。従つて市町村長、學校長、事業主など直接體力検査に當られる人も、體力検査を受ける人も、この制度の目的をよく諒解して協力していただくべきです。

保健所機能の活用

今回新たに保健所の組織を體力管理

の實施機關にとり入れ、國民體力法中の地方長官の職權の一部を保健所の長に委任できることになりました(法第十四條ノ二、令第二十二條ノ四、則第十一條ノ三)。保健所は地方における保健指導の中樞機關ですから、地方長官の補助機關として直接に本法の實施に當らせることは、體力管理の徹底と圓滑を期し得る所以です。

今回の體力管理制度の擴充強化は、醫療團の創設と保健所網の整備と相俟つて、戦時下の保健對策體系を確立したもので、特に體力管理はその根柢をなすものでありますから、本制度の運営如何は、直接健兵健民の成否に至大の關係があるわけです。従つて市町村長、學校長、事業主など直接體力検査に當られる人も、體力検査を受ける人も、この制度の目的をよく諒解して協力していただくべきです。

大日本武徳會の結成

大東亞戰下、新しい構想の下に生れた武徳綜合團體である大日本武徳會の結成式は、去る三月二十一日盛大に舉行され、初ニ淵源ヲ發シ文教ト共ニ皇道ヲ振起シ皇國ノ維持發展ヲ目標トス皇國臣民タル者ハ武道ヲ修練履踐シ以テ忠勇激烈ノ國民的氣魄ヲ鼓舞振勵スルト共ニ節義廉恥ノ志操ヲ涵養シテ武道ノ良諦ヲ國民生活ニ具現シ一旦緩急ノ際ハ一死以テ皇恩ニ報ゼザルベカラズ

今や皇國ハ大東亞戰爭ノ完遂ニ國ヲ擧ゲテ邁進シツ、アリ諸子深ク斯ノ情勢ヲ洞察シ協心協力一層奮勵努力シ以テ武道ヲ振興シ國威ノ宣揚ニ貢獻セムコトヲ望ム

昭和十七年三月二十一日
大日本武徳會總裁
大勳位 守 正 王

大東亞戰下、新しい構想の下に生れた武徳綜合團體である大日本武徳會の結成式は、去る三月二十一日盛大に舉行され、初ニ淵源ヲ發シ文教ト共ニ皇道ヲ振起シ皇國ノ維持發展ヲ目標トス皇國臣民タル者ハ武道ヲ修練履踐シ以テ忠勇激烈ノ國民的氣魄ヲ鼓舞振勵スルト共ニ節義廉恥ノ志操ヲ涵養シテ武道ノ良諦ヲ國民生活ニ具現シ一旦緩急ノ際ハ一死以テ皇恩ニ報ゼザルベカラズ

今や皇國ハ大東亞戰爭ノ完遂ニ國ヲ擧ゲテ邁進シツ、アリ諸子深ク斯ノ情勢ヲ洞察シ協心協力一層奮勵努力シ以テ武道ヲ振興シ國威ノ宣揚ニ貢獻セムコトヲ望ム

昭和十七年三月二十一日
大日本武徳會總裁
大勳位 守 正 王

不敗の體制を確立せねばならぬ。かやうな見地から、政府では武道の國家的重要性を痛感し、厚生、文部、陸軍、海軍、内務の五省共管の下に、政府の外郭體として既存の武徳團體を包攝し、わが國における最高唯一の強力な武徳綜合團體、即ち大日本武徳會を結成しました。大日本武徳會は、戦時下の國民生活に即應した、最も適當な武徳を全國民に修練させる機關です。その内容は、當分の間は劍道(鎧刀をもち、柔道、弓道、銃劍道、射撃道の五種目を實施することになつてゐます(居合、杖術、徒手闘、短槍、槍術、空手、格闘等は、漸進しては普通に通せらるゝ)。大日本武徳會では、武徳の振興と普及を徹底するために、指導者の養成と地位の向上を圖り、武徳専門學校を經營し、また武道の稱號、段級および資格の審査、演武會、訓練會、講習會等の開催、統制、指導を取扱ひ、なほ今まで資料の乏しかつた武徳の調査研究も、行ふつもりです。また道場とか武道具とかの、戦時下に不足勝ちな資材を適正に配給、整備し、また代用品の研究にも力を注ぎ、武徳功勞者の表彰等も實施する豫定です。

武徳は決して有閑的なものでもなく、趣味のものでもありません。また武道家の専有物でもありません。國民全體が修練履踐して、大東亞建設の目的に應へるためのものですから、大日本武徳會の使命は實に重大であります。

(厚生省)

子は國の寶

厚生省

新たな生命が生まれた時、私達は「わが子である」といふ意識を強く感じます。しかし、「わが子」であるには違ひありませんが、よく考へてみますと、この「わが子」はまた、先祖代々受け繼いで来たところの「わが家の子」でもあります。私達は家に生れ、家に育つて来ました。この子もまた家に生れ、家に育つてゆくのです。わが國の家族制度では、子は家の基礎を鞏固にし、家の永遠の繁榮を約束する大切な家の寶であります。しかし、なほよく考へてみますと、子供はもつと大切な意義

を持つてゐます。皇國が永遠に發展し、榮えてゆくためには数多くの優れた國民があらねばなりません。従つて、子供は將來の國運を隆昌し、皇國の基礎を鞏固にする貴重な「國の寶」であります。身體が強健で精神の正しく磨り上げた國民、即ち健民は實に今日の子供から生れるのであります。「子は國の寶、健民の基」であることを、まづハッキリと認識させよう。

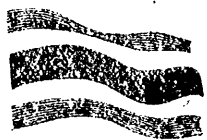
さてこのやうに考へますと子供を育ててゆくことは、單にわが子が可愛いか、わが家の繁榮のためとかいふやうな「我

に執着した考へではなく、皇國のために子供達を立派な皇國民に育て上げるといふ渾身の意義と國民としての使命とを深く感じるであります。

このやうな重大な使命を自覺すれば、大切な「國の寶」をますます強健で賢く正しい立派な皇國民に育て上げる決意を固めねばなりません。しかし、子供を立派に育て上げるのも、それが單に自分の子だけに限られてゐては、まだ十分に國民としての使命を果したとはいへません。わが子さへ良ければそれで良い、といふのは個人主義の考へ方です。隣りの子も、いや日本中の子供が立派な皇國民になるやうにせねばなりません。

ことに今は國を擧げて大東亞戰爭を戦つてをり、大東亞共榮團の確立といふ大業は、一朝一夕で達成できるものではなく、この大業をして有終の美を收めしめるのは、かゝつて今日の兒童の双肩にあるといつても過言ではありません。

そこで政府では大東亞戰爭の遂行と大東亞共榮團の確立に絶対に必要な健民の「大運動」を實施中ですが、とくに五月五日の目出度い端午の節句を中心として展開されてゐます健民運動兒童愛護の催しは、右に述べましたやうな趣旨から「強く、正しく、愛らしく」を標語として廣く國民に兒童愛護の思想を喚起し兒童を護つて、この一戦を勝ち抜かうといふのであります。隣組でも常會などの話題にこの問題を採り上げ、或ひは同僚などでも本運動の徹底に努めていただきたいと思ひます。」



泰國特派使節團の來朝

今や歐洲大陸に
おいては、樞軸軍

の泰季大攻勢の開始切迫が感ぜられ、異常な緊張を示しつつあるが、大東亞の天地においては早くも其榮國建設の種音が高く響き渡るに至つた。日泰同盟慶祝泰國特派使節團の來朝ならびに日泰經濟提携強化の諒解成立こそ、それら大東亞再建工事の具體的進捗を、如實に立證するものにほかならない。友邦泰國は大東亞戰爭の勃發に際し、よく新生泰國をして邁進すべき道を遠觀し、去る十二月二十日、正式に帝國との間に攻守同盟を締結したのであつたが、その後、英米側の不法なる國境侵犯並びに一月八日及び二十四日の首都バンコク爆撃の暴舉に對して奮

然と颯起し、一月二十五日を以て對英米宣戰布告を行つた。そして宣戰と同時に、かねて國境に待機しつゝあつた泰軍數十萬の精銳に對し進軍令が發せられ、泰軍は直ちに皇軍と共同作戰の下に、ビルマ領に向つて進撃を開始した。

かくて、泰國は我が大東亞戰爭に對し名實共に全幅の協力をなすこととなり、對英米戰に大なる貢獻をなすと共に、さらに其榮國の建設に對しても重要な役割をつとめ、限りない將來の發展と繁榮とが約されるに至つたのである。ついで泰政府は、日泰攻守同盟締結の慶祝使節團を對日特派することとなり、前首相ビヤ・パホン・ボン・ブハ・セーナー中將を主席とする使節團を任命した。

使節團員の顔觸れ

使節團員の略歴はつぎの如くである。主席ビヤ・パホン・ボン・ブハ・セーナー中將、一八八七年バンコクに生れ、第五士官學校を首席で卒業し、獎學金を獲て一九〇一年にドイツへ留學、陸軍大學を卒業して一九一四年歸國、一、二、三年少佐當時に砲兵總監に隨行して來朝、一九三〇年砲兵總監に任命され、また人民黨首領として同年六月にクイデターを斷行した。ついで、一九三二年八月陸軍總指揮官に任ぜられ、同十二月に國防相、翌三年六月首相の印綬を帯び、同年十二月には文部内務相となり、一九三四年三月には再び國防相に任命され、その後外相、繼相を歴任し、一九三七年四月陸軍總監に任ぜられ、同八月廢相となり、翌三八年ビアン政權の成立を機として政界を退き元老と稱されるに至つた。

として一九四〇年十一月の泰・佛印國

境紛争に際し、泰國軍最高指揮官の顧問に任せられ、四一年六月陸軍中將に昇進、現在は泰國軍最高指揮官顧問にして同時に陸軍總監ならびに泰國議會の議員を兼ね、泰國重臣中の重臣として仰がれてゐる。

主席隨員タワン・タムロン・ナイワースワット法相、一九〇一年アユティヤに生れ、一九二二年海軍兵學校を了へ、二六年泰空軍の免許操縦士となり、三〇年に海軍大學、三三年に泰國法律學校を了へた。海軍大尉當時に勃發したクーデターに参加、三八年には大佐に進級し、同年成立のピアン内閣に法相となり、爾來ピアン首相の片腕として活躍中である。彼はまた、現に泰國辯護士協會、人民クラブ、泰國佛教會の會長を兼任してゐる。

隨員ワニット・パナン氏、一九三三年バンコクに生れ、海軍兵學校に學び、暫く國會議員に選出されてゐた。一九四〇年經濟燃料部長官となり、ま

た外相、繼相代理等を歴任し、泰國きつての財政經濟通といはれ、現に無任所相である。

隨員アラキット・キタサンカ大佐、一八九四年にノンダブリに生れ、ピアン首相の令兄である。一九一四年海軍兵學校を了へ、十年間現役將校となり、二四年に豫備役に編入され、また同年經理大學の課程を終了、一九四二年に至り主計總監代理ならびに國防省軍需局長官代理に任命された。

隨員モムチャオウイワット殿下、大藏省顧問にしてワニット無任所相と共に先發し、經濟交渉の任に當つた人である。隨員チャイプラタイバセーン陸軍中佐、泰・佛印國境紛争における勇士と讃へられ、殊勳により中佐に昇進、大東亞戰爭勃發以來、日泰共同委員會の委員に選任され、一九四二年に入り外務次官代理となつた。

使節主席隨員モムチャオウオンクサイヌワット・テワクン氏、陸軍士官學校卒業後英佛へ留學し、一九三三年に外

務省へ入り、三六年報道課長に任命され、ワンウイ・タイヤン殿下に隨行して泰・佛印紛争調停の東京會議へ出席したこともあり、現在は外務省顧問兼防務課長である。

その他隨行員中、ネット・サイシラビー氏は軍醫出身であるが現在在外務省履歷係主任、ムルアン・ピクティッブ・マフクン氏は外務省儀典課長、バヨム・レーカヤン氏は司法次官官附の法規課長、サワット・ブラッサバライク氏はバンコク庭球界の第一人者といはれ現に外務省通信課長である。

また、ルアン・ペーチャドゥラシット陸軍中佐は、一九三二年よりビヤ・パホン中將の專屬醫をつとめてゐる人で、ジヤム・ベングデットはビヤ・パホン中將の顧問である。

御殊遇に恐懼感激
かくして、泰國の日泰攻守同盟慶祝使節ビヤ・パホン・ボン・ブハ・セー

國民徵用問答

厚生省

國家權力職を勝ち抜くために、國民徵用、即ち白紙徵召が行はれてゐることは御承知のこととす。國民徵用は、國民の義務がどんな方法で行はれるかを知らず、疑問を持つたり誤解をしてゐる人も多いやうです。國民徵用について、問答體で平易に解説することにいたしました。

問 國民徵用とはどんなことですか
答 國民徵用とは、戦時に際し國家が國民に對して總力を遂行するために必要な總動員業務に従事することを命ずることです。わが國でこの制度が實施されたのは、昭和十四年七月からです。近代戦は武力戦であると共に經濟戦であり、思想戦であります。前線の將兵ばかりでなく、後方にある國民のすべてが戦争に参加しなければなりません。全國民が自分の持場々々をしっかりと守つて御奉公すると共に、場合によつては國家の命ずるところに従つて、戦争の遂行上重要な業務に就かねばなりません。

國民徵用は即ち戦時において戦争に勝ち抜くため、國民の總力を戦争の遂行上、最も重要な面に結集するため、の従後國民動員の制度です。ですから徵用に應ずることは、兵役に次ぐ國民最高の義務であると共に榮譽です。

ナール中將は、四月二十日午前七時バンコク出發、臺北經由空路二十二日午後四時すぎ福岡着、訪日の第一歩を印し、二十五日に入京、入京第三日目の四月二十七日、隨員一行と共に宮中に參内、天皇陛下に謁見仰付けられ、來朝の使命を言上、恭しく國書を捧呈申上ぐれば、長くも、陛下には中將に優渥なる御言葉を賜ひ、さらに午餐を御催し遊ばされて御禮待あらせられた。

これよりさき、慶祝使節團の一員たるワニット、無任所相たちが先發來朝し、わが當局と交渉を重ねた結果、四月二十一日に至り、日泰兩國間經濟的協力の關する諸種の方策につき原則的諒解の成立をみると共に、四・パット等價(從來日泰總貿易額たる一〇〇パットにつき一五五圓七〇錢を二〇〇パットにつき一〇〇圓と改訂)に關する中合せの成立をみるに至り、こゝに日泰兩國經濟的親善關係は確固不動のものとなつた。そも、大東亞戦争が目標とする東亞の新秩序は、萬邦をしてそのところを得しめんとする大理想に立脚し、

東亞諸民族全體の福祉増進を目的とするものであり、もとよりかゝる大事業の一朝一夕に達成されることは期し難く、或る過程においては苦しみを共にするの覚悟も必要であるが、必勝の信念を堅持し不撓不屈の精進をつづけるならば、前途は誠に洋々として拓け、新秩序建設工作の進捗に伴ひその福祉は増進され、共に樂しみ榮えんこと必定である。



問 徴用される者はどういふ範囲のも
のですか

答 徴用は前に述べたやうに召集に
準ずる國民動員の制度ですから、
現役軍人等の極く少数の特別の人
人を除き、國民のすべてが均しく國
家の命令により徴用に應ずることにな
つてゐます。尤も、どんな人を徴用する
かは、その時々必要に基づいて國內の
人的資源とにらみ合せて決めるので
す。徴用はどんな手續方法で行はれる
のですか

まづ總動員業務を行ふ官衙の所管
大臣(例へば陸軍の作樂廳については陸軍
大臣、海軍の作樂廳については海軍大臣)
からこれ／＼の人員が必要であるから
徴用によりたいと厚生大臣に請求しま
す。厚生大臣はその請求を見て、徴用
が空當と認められたときは、國民登録そ
の他の調査資料に基づいて徴用すべき
人員を各府縣に宛當て、地方長官に徴

用命令を出すのです。
そこで命令を受けた地方長官は、豫じ
め用意してある調査資料に基づいて、適
格者と思はれる人々に出頭を求めて身體
検査や技能検査を行ひ、また家庭の事
情等を聴取します。このやうに徴用の
際には本人の出頭を求めて事情をよく
きくことになつてゐますから、地方長
官または國民職業指導所長から國民徴
用命令による出頭を求められたならば、
所定の日時場所に出頭しなければなら
なりません。病氣その他のやむを得な
い事情でどうしても出頭できない場合
には、すぐにその旨を届出下さい。
出頭するのに必要な旅費は後で國家か
ら支給しますが、もし手元には持たせ
がないときは市町村役場に行けば立替
へてくれます。

徴用される者の銓衡にあつては、
本人の住所、現在働いてゐる場所、職
業、技能の程度、身體の狀態、家庭の
程事態が重大化して、どうしても女子
の手が必要だといふ場合に限られるも
のと思ひます。しかもそのときは、慎
重な銓衡を行ひ特に身體の模様、家
庭の事情、職業、年齢などを十分に考
慮した上で、女子でなければ出来ない
やうな仕事とか、女子に適した仕事に
従事することになりませう。指導の方
法、宿舎、衛生その他の福利施設等に
ついて十分な準備を要して置くことは申
すまでもありません。非常時局下に一
人の有閑者もあつてはならない今日、
女子も徴用を待つまでもなく、進んで
戦時下において國家の必要とする職業戦
線に立ち、各自の職場をがっちりと
守つて行つて貰ひたいと思ひます。

問 學生も徴用されますか
答 前にも述べましたやうに、徴用は
召集に準ずる統後國民動員の制度です
から、帝國臣民であつておよそ働ける
者ならば、現役軍人等の特殊の者のほか

状況、希望等を斟酌し、また徴用先や
従事して貰ふ仕事等にも十分考慮を拂
つてゐます。そして大體の方針としては
(一) 現に技能を持つてゐながらその技
能を活用してゐない者を活用するやう
にする。
(二) 特別の技能を持つてゐる者を徴用
する場合には、その特別の技能を生か
すやうな仕事に従事するやうにする。
(三) 不急産業から先に徴用する。しか
し不急産業でも、その産業が立ち行か
なくなることはないやうに考慮する。
(四) 身體が強靱で素黒の少ない者を先
にする。
ことになつてゐます。

問 女子も徴用されますか。女子には
どんな仕事をさせるのですか
答 昨年十月に國民登録制が一部改正
されて、新たに女子も十六歳以上二十
五歳未満で未婚の者は毎年一回登録す
ることになつたので、今にも女子も工

は老若男女を問はず、すべて徴用に應
じなければなりません。従つて學生だ
からといつて特に徴用から除外されて
はなりません。しかし學生はやがて學窓
を出て、その修得した技術や知識をも
つて國家に御奉公するので、徴
用によつて折角の學業を中途で挫折さ
せることは、本人の將來のためにも、
また國家的見地からしても考へ
なければなりません。なほ、學生
は各學校で組織する勤勞報國隊等によ
り集團的にそれ／＼勤勞によつて國家
に御奉公してゐるのですから、現在ま
でのところでは徴用に際しては考慮を
拂つてゐます。しかし大東亞共榮圈建
設のための今度の戦争は、相當に長
期に亘るものと思はれますから、場合
によつては學生も最も緊要な總動員業
務に従事して貰ふために徴用しなけれ
ばならぬやうになるかも知れません。
問 徴用されると給與はどうなるので

場等に徴用されるのではないかといつ
た弊が一部にあつたやうです。そして
登録から除かれてゐる學校に一時的に
入學したり、こと更に結婚を早めたり
してゐる家庭もあつたやうに聞いてお
ります。なる程、早婚も結構、入學も結
構ですが、その原因がこんなところに
あつては決して感心したことはないへ
ません。むしろ國民登録によつて、女
子も國家のために大いに働かねばなら
ないといふ氣持を深くし、國家に必要
な勤勞に一層積極的に協力する覺悟を
新たに貰ひたいと思ひます。

つまり國民登録は、一朝有事の際に
おける國民動員の準備のための制度
です。また、國民の國家に對する御奉公
の覺悟の表現ともいへませう。女子に
も登録を實施してゐますが、現在まで
のところ徴用はまだ實施してゐませ
ん。將來もし女子の徴用が實施される
やうなことがあるとしても、それは餘

問 學生も徴用されますか
答 前にも述べましたやうに、徴用は
召集に準ずる統後國民動員の制度です
から、帝國臣民であつておよそ働ける
者ならば、現役軍人等の特殊の者のほか

は老若男女を問はず、すべて徴用に應
じなければなりません。従つて學生だ
からといつて特に徴用から除外されて
はなりません。しかし學生はやがて學窓
を出て、その修得した技術や知識をも
つて國家に御奉公するので、徴
用によつて折角の學業を中途で挫折さ
せることは、本人の將來のためにも、
また國家的見地からしても考へ
なければなりません。なほ、學生
は各學校で組織する勤勞報國隊等によ
り集團的にそれ／＼勤勞によつて國家
に御奉公してゐるのですから、現在ま
でのところでは徴用に際しては考慮を
拂つてゐます。しかし大東亞共榮圈建
設のための今度の戦争は、相當に長
期に亘るものと思はれますから、場合
によつては學生も最も緊要な總動員業
務に従事して貰ふために徴用しなけれ
ばならぬやうになるかも知れません。
問 徴用されると給與はどうなるので

は老若男女を問はず、すべて徴用に應
じなければなりません。従つて學生だ
からといつて特に徴用から除外されて
はなりません。しかし學生はやがて學窓
を出て、その修得した技術や知識をも
つて國家に御奉公するので、徴
用によつて折角の學業を中途で挫折さ
せることは、本人の將來のためにも、
また國家的見地からしても考へ
なければなりません。なほ、學生
は各學校で組織する勤勞報國隊等によ
り集團的にそれ／＼勤勞によつて國家
に御奉公してゐるのですから、現在ま
でのところでは徴用に際しては考慮を
拂つてゐます。しかし大東亞共榮圈建
設のための今度の戦争は、相當に長
期に亘るものと思はれますから、場合
によつては學生も最も緊要な總動員業
務に従事して貰ふために徴用しなけれ
ばならぬやうになるかも知れません。
問 徴用されると給與はどうなるので

すか

答 徴用先の官衙または工場では、豫じめ厚生大臣と協議し或ひはその認可を受けて、徴用された者に對する給與規則を定めておきます。そしてこの規則に基づいて本人の技能程度、従事する業務や場所等に應じ、また徴用前の給與その他これに準ずる収入を斟酌して給與を支給するのです。このやうに徴用後の給與は、出来るだけ従前の収入を斟酌して決めることになつてゐますが、場合によつては徴用後の収入が徴用前よりも少いことがあります。その時には必要に應じ差額を補助することもあります。なほ徴用される者には必要な旅費を支給することになつてゐます。徴用の適否を決めるために、地方長官または國民職業指導所長が徴用候補者の出頭を求めた場合には、徴兵検査の場合に準じて支給し、徴用令書を受けて徴用先に應徴して行く場合には、召

すか

集の場合に準じて支給されます。問 徴用される前に勤めてゐた会社や工場との関係はどうなりますか。答 徴用は召集に準ずる制度ですから、徴用された者が徴用前に勤めてゐた会社・工場との関係も召集の場合に準じて取扱はれます。すなはち徴用された者が特にこれを機会に退職しない限りは、従前の会社・工場での身分はそのままです。そして徴用期間は勤続年数に加算することになつてゐます。問 徴用のためにあとに残つた家族が生活に困るやうな場合にはどうなりますか。答 かやうな場合には國民徴用扶助といふ制度がありますから、これによつて扶助を行ふことになつてゐます。この國民徴用扶助の制度は、軍事扶助に準じて設けられたもので、扶助の種類や程度等は軍事扶助と同様です。もし徴用のため家族の困つてゐる方があり

すか

ましたら、徴用先の官衙または工場なり或ひは家族の居住地の市町村役場または方面委員に申出て下さい。なほ徴用された場合は、徴用前の収入を斟酌して給與を支給することになつてゐますから、本人がこの給與を濫費して仕送りをしないやうな場合には、扶助は行はれませんから、徴用された者は給與を出来るだけ家族に仕送りするやうにしなければなりません。問 徴用された場合には、出發前になんな準備をすればよいですか。答 徴用令書の交付を受けてから赴任までは、普通一週間ぐらゐはありますが、もつと短い場合もあります。ことに國外に赴任する場合はさうです。従つて徴用令書を受け取つても直ぐ出發できるやうに準備しておかねばなりません。徴用令書を受けたならば、大體次ぎのやうな注意と準備が必要です。

(一) 健康に注意して壯行會等のために健康を害はぬやうにすること

(二) 防護に注意し、徴用令書に記載してある事項、殊に何處でどんな仕事に就くかを他人にも知らせぬこと

(三) 萬一病氣等のため指定の日時に指定の場所に出頭できないときは、直ぐに醫師の診察を受け、徴用令書を出した地方長官及び徴用先に報告すること。この場合、家族の者が用られるときは代つて出頭すること

(四) 兵役に關係ある者は出發前に市町村役場の兵事係によくきいて本籍地の勲隊區司令官宛に所定の旅行(在野)届を提出すること

(五) 赴任の時の服装は持合せがあれば行動に便利な洋服、國民服、青年團服、詰襟學生服等を着用するがよい。持合せがなければ普通の服装でよい。小遣は大體當座用として十四程度でよい

(六) 携行品は徴用令書と同時に買か赴任心得に書いてある。時と場所によつて異なるが、大體次ぎのやうなものであるから

準備すること。但し戸籍抄本、身元證明書、寫眞、印鑑等は間に合はなければ後で送つて貰つてよい

(1) 履歴書 (2) 戸籍抄本 (3) 身元證明書 (4) 寫眞 (5) 刺青半身脱離二枚 (6) 印鑑 (6) 國民勞務手帳 (又は職業能力申告手帳)

(7) 兵役關係者は軍隊手帳及び奉公袋、青年學校在學者はその手帳

(8) 衣類 着替、シャツ、ズボン、下、襪、靴等は右合せのものを持参すること。蒲團は持参するに及ばぬ

(9) 日用品 手拭、歯粉、歯磨粉、子、石鹸、靴紙等

國民映畫 演劇脚本募集

大東亞戰爭進行下映畫演劇に課せられた使命はいよいよ重大である。仍て精進局は昨年度に引續き本年度も廣く優秀なる脚本を募集して、國民映畫、國民演劇並に促進の一助とすることとなつた。こゝに期待するものは華やかなる時局便乗的なものではない。雄渾なる國民理想と健全な明朗、清醇なる國民生活を表現し、藝術的價値におい高く口づつた我々に對ひと力とを與へるものである。

募集規定

- 一、募集期間は昭和十七年九月十五日(但しシナリ形式に附)から九月三十日(但しシナリ形式に附)まで、四月三十日以前に募集するものとする。
- 二、募集内容は、四百字詰簡用紙五十枚以内(但しシナリ形式に附)で、東京市東區本町一ノ一(精進局第五部第二課、國民演劇部)に送付すること。
- 三、題名 自由
- 四、送付先 東京市東區本町一ノ一(精進局第五部第二課、國民演劇部)に送付すること。
- 五、賞 金 (一) 一等賞 金五千元 (二) 二等賞 金三千元 (三) 三等賞 金一千元 (四) 佳作賞 金五百元 (五) 奨励賞 金二百元 (六) 特別賞 金五十元 (七) 特別賞 金五十元 (八) 特別賞 金五十元 (九) 特別賞 金五十元 (十) 特別賞 金五十元
- 六、審査員 (一) 伊藤大輔 (二) 田坂其雄 (三) 内田吐夢 (四) 中野実 (五) 上原秀雄 (六) 比佐武雄 (七) 長瀬喜伴 (八) 久保万太郎 (九) 不明
- 七、入賞後 (一) 入賞者は、本局より通知を受ける。 (二) 入賞者は、本局より通知を受ける。 (三) 入賞者は、本局より通知を受ける。 (四) 入賞者は、本局より通知を受ける。 (五) 入賞者は、本局より通知を受ける。 (六) 入賞者は、本局より通知を受ける。 (七) 入賞者は、本局より通知を受ける。 (八) 入賞者は、本局より通知を受ける。 (九) 入賞者は、本局より通知を受ける。 (十) 入賞者は、本局より通知を受ける。
- 八、その他 (一) 募集期間は、昭和十七年九月十五日(但しシナリ形式に附)から九月三十日(但しシナリ形式に附)まで。 (二) 募集期間は、昭和十七年九月十五日(但しシナリ形式に附)から九月三十日(但しシナリ形式に附)まで。 (三) 募集期間は、昭和十七年九月十五日(但しシナリ形式に附)から九月三十日(但しシナリ形式に附)まで。 (四) 募集期間は、昭和十七年九月十五日(但しシナリ形式に附)から九月三十日(但しシナリ形式に附)まで。 (五) 募集期間は、昭和十七年九月十五日(但しシナリ形式に附)から九月三十日(但しシナリ形式に附)まで。 (六) 募集期間は、昭和十七年九月十五日(但しシナリ形式に附)から九月三十日(但しシナリ形式に附)まで。 (七) 募集期間は、昭和十七年九月十五日(但しシナリ形式に附)から九月三十日(但しシナリ形式に附)まで。 (八) 募集期間は、昭和十七年九月十五日(但しシナリ形式に附)から九月三十日(但しシナリ形式に附)まで。 (九) 募集期間は、昭和十七年九月十五日(但しシナリ形式に附)から九月三十日(但しシナリ形式に附)まで。 (十) 募集期間は、昭和十七年九月十五日(但しシナリ形式に附)から九月三十日(但しシナリ形式に附)まで。

大東亞戰爭國債

を 買ひ ませう!

- 證券引受會社協會(員)
- 日本勸業證券株式會社
 - 日興證券株式會社
 - 川島證券株式會社
 - 野村證券株式會社
 - 山一證券株式會社
 - 藤本ローカー證券株式會社
 - 小池證券株式會社
 - 共同證券株式會社



通風塔

就職と前科
私は十數年來平和産業に従事して来た者ですが、今回轉業のやむなきに至り、某工場へ採用願を出しましたところ、履歴書と身元證明書が必要とのことです。實は今から二十餘年前フットタ考へ違ひから前科一犯となつてゐますため身元證明が得られず、この人手不足の折柄、働くことも出来ず困つてゐます。世間にはこのやうな人も相當にあると思ひます。前科一犯だけで二十年以上も経過すれば、前科の汚名は抹消するやうに出来ないものでせうか。また、出来ないとしたらならば、私のやうな者はどのやうにしたならば宜しいのでせうか。

(大阪 一用生)

寫眞週報

- △泰國の慶祝使節時れの入京
- △北滿に備たりわが鐵牛部隊
- △英艦母ハリスミス號ベンガル灣深く沈没す
- △イロハを習ふ子供たち(イロハ)
- △昭南島の七新聞
- △結核撲滅へ
- △早く養生すれば結核は案外治り易い
- △子供たちを結核から護らう(東京留守會)
- △諸國の社頭に遺族を訪ねて(一人々々の苦難と悲願)
- △いわしを追ふ人々(岩手縣金野山沖)

行發日六月五

司法省の回答 刑の言渡りを受けたために法令で定められたところによつて資格を失つた者が、資格を回復するのは復権であります。この復権は恩赦令第九條と第十條によるものですが、勅令による復権と特定制の二種があります。ご質問のやうに二十餘年も経過してをれば、その後たびたびの復権令によつて既に復権されてゐる筈であります。

若しさうでなければ、刑の言渡をした裁判所の檢事局宛に復権を出願すれば、檢事局では事情を調査し、復権に相當するものであればその手續をとり、司法大臣から上奏して御裁可を仰ぐこととなります。御裁可になれば復権狀が下附されます。出願の形式等は最寄りの檢事局書記課にご照會下さい。

週報

昭和十七年五月六日發行

編輯部
東京市麹町區
永田町一丁目一番地
印刷部
東京市麹町區大手町

一部 五錢(送料一錢)

定 價

所 申 込

全國各地官報販賣所
書店・新聞店・驛賣店

注意
▲本誌より贈物の場合は必ず「贈物用紙」の封套を以て前巻を送へ(封套に「贈物」の字を明記し、その宛先を記載し、同封套に封筒を三つ折り送り下さい)
▲本誌宛の贈物等は御座り致します
▲本誌に對する料金を本誌に申し送る場合は、御座りませぬこととさせていただきます
▲本誌は他へお送りの方は郵費一部一錢

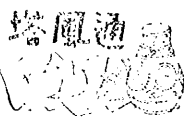
露光量違いにより重複撮影

大東亞戰爭國債

を 買ひ ませう

- 証券引受會社協會(員)
- 日本勸業證券株式會社
 - 日興證券株式會社
 - 川島屋證券株式會社
 - 野村證券株式會社
 - 山一證券株式會社
 - 藤本ロビール證券株式會社
 - 小池證券株式會社
 - 共同證券株式會社

露光量違いにより重複撮影



塔風通

就職と前科
私は十数年来半自衛隊に在り、業に従事して来た者である。今同業のやむなきに至り、工場へ採用された。工場へ採用されたことは、前科と身元証明が必要と云ふ事。實は今年から十餘年前の折柄、働くことも出来ず困つて居ます。世間にはこのやうな人も相當にあると思ひます。前科一犯だけで二十年以上も経過すれば、前科の汚名は抹消するやうに出来ないものでせうか。また出来ないとしたならば、私のやうな者はどのやうにしたならば宜しいのでせうか。

(大友 一四生)

寫眞週報

●泰國の慶祝使節駐在の東京
●北洋に俄たりわが鐵牛部隊
●英領海ハリス號ベンガル海深く沈没す
●イロハを習ふ子供たち
●昭南島の七新聞
●昭南島ありわが機械化消防隊
●結婚披露宴
●早く養生すれば結婚は海外旅行易い
●へ子供たちを結婚から護らう
●露國の社頭に選族を訪ねて
●いわしを遊ぶ人々

行發日六月五

注意	御所	所込申	價定	週報
▲本誌の定額を超過する場合は、その超過分を別に申し送り下さい。	▲本誌の定額を超過する場合は、その超過分を別に申し送り下さい。	▲本誌の定額を超過する場合は、その超過分を別に申し送り下さい。	▲本誌の定額を超過する場合は、その超過分を別に申し送り下さい。	▲本誌の定額を超過する場合は、その超過分を別に申し送り下さい。
▲本誌の定額を超過する場合は、その超過分を別に申し送り下さい。	▲本誌の定額を超過する場合は、その超過分を別に申し送り下さい。	▲本誌の定額を超過する場合は、その超過分を別に申し送り下さい。	▲本誌の定額を超過する場合は、その超過分を別に申し送り下さい。	▲本誌の定額を超過する場合は、その超過分を別に申し送り下さい。

編輯局報情

週報

五月十三日號

日本世界觀と新秩序建設
 西南太平洋作戰の進展
 ビルマ進攻作戰
 マダガスカル島問題
 市町村會議員選舉に就て

292號

昭和十七年五月十三日發 郵務特准認可 (毎週一回水曜日發行)

五錢

週報は國民の道しるべ

週

報

昭和十七年五月十一日第一日第三種郵便物認可 (毎週一回水曜日發行)

あなただけ

特別報國債券 一枚一円

大東亞戰爭感謝貯蓄

四月二十日、五月十三日 出賣

大藏省・信託省・日本勸業銀行

(判LA5規格定國はさき大の書本)